

このQ&Aは、よくある質問の回答をまとめたものです。
この内容は、今後訂正される可能性があります。

No,	質問	回答	掲載日
1	「福祉用具情報システム（TAIS）」の「介護テクノロジー」として選定された機器は全て補助対象なのか。	お見込みのとおりです。	2025.7.10
2	交付要綱第3条に定められている「その他対象機器等」とは何を指しているのか。	・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト） ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット） ・ 生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボード） ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 が対象になります。	2025.7.10
3	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール（LINE ワークス等）も補助対象となるのか。	職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器に該当するものと考えられるため、補助対象となります。	2025.7.10

4	パッケージ型導入支援の具体的例示を教えてください。	・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・介護記録ソフト+介護請求ソフト などが挙げられます。	2025.7.10
5	交付要綱第3条（1）に記載されてある、付帯して必要となる経費は何を指しているのか。	・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のための必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築） ・介護テクノロジーの利用に伴って導入するPC、タブレット端末 などが挙げられます。	2025.7.10
6	「保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）」は、付帯費用に含まれるか。	交付要綱第3条の機器等（介護ソフト）の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。ただし、保守経費等については、当該年度分に限る。	2025.7.10
7	テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいか。 また、メーカー及びベンダーからの機器説明に係る費用は「機器等の導入に付帯して必要となる経費」 はとして 、補助対象になるのか。	対象になります。 お見込みのとおりです。	2025.7.10 (2025.8.1修正)

8	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいか。	お見込みのとおり、実績がなくても利用開始していれば補助要件を満たしたことになります。	2025.7.10
9	テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。	2025.7.10
10	介護ソフトの購入形態により補助対象は異なるのか。 例として介護記録ソフトは、「〇年使用权」という形態で導入するケースが多くあるが、この場合の補助の取扱いはどのようなか。	補助金額については、使用权（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用权（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断します。 例えば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は、全額補助対象となります。 一方、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。 ただし、毎月支払の発生する介護ソフト、リース及びレンタルについては、当該年度までとなります。	2025.7.10

11	導入支援と一体的に行う業務改善支援について、研修は都道府県のセンターか厚生労働省委託事業の相談窓口が実施するものでなければならないか。また、研修を受講する時期はいつでもよいのか。	厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー」の受講でも要件を満たします。 また、研修及び相談については、当該年度に必ず受講・実施することとし、研修は原則として介護テクノロジーの導入前に受講するようにしてください。 なお、やむを得ず導入前に研修を受講できない場合は、導入後の受講となっても差し支えありません。 過年度に同内容の研修を受講している場合でも、他の担当者が受講する事等を想定しています。	2025.7.10
----	--	--	-----------

12	補助要件について、「SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or 二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。 また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えてください。	詳細な条件は以下HPを確認ください。 当HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。 なお、手続にあたる留意事項は以下のとおりになります。 （１）事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の２パターンのどちらかで申し込んでください。 ＜パターン1＞ 事業所or 施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名 姓))：事業所or 施設が所属する法人名 代表者名 名))：事業所or 施設の名称 屋号：（記入しない） ＜パターン2＞ 事業所or 施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名 姓))：事業所or 施設の代表者の姓 代表者名 名))：事業所or 施設の代表者の名 屋号：事業所or 施設の名称 （２）SECURITY ACTION 自己宣言の確証として、SECURITY ACTION 申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。 万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION 事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。	2025.7.10
13	昨年度の要望に回答していないが、本補助金に申込をしても、大丈夫なのか。	問題ありません。	2025.7.10

14	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるのか。	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費として差支えありません。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」(※)に対応するための改修 ※令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」	2025.7.10
15	介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。	2025.7.10
16	今回、「業務改善支援」のみの申請を考えているのだが、対象になるのか。	対象になりません。 交付要綱第2条のとおり「介護テクノロジー」、「パッケージ」により導入する事業所は対象になりますが、「業務改善支援」のみの申請は認められません。	2025.7.10

17	タブレット端末・ノートPCは補助対象になるのか。	タブレット端末・ノートPCについては、介護テクノロジーの利用に伴って導入する付随的費用として導入は可能です。 （単体導入での補助は認めません。）	2025.7.10
18	県介護生産性向上総合相談センターに相談することについて、法人内に複数の事業所があり、一度の相談で法人全体の相談を行ってもよいのか。	相談につきましては、一つの事業所の課題が全ての事業所に当てはまるとは必ずしも言えないため、個々の事業所の状況や課題をご相談いただくようお願いいたします。ただし、法人のご担当者様が全ての事業所のご相談をまとめて行うことは差し支えありません。	2025.8.1
19	「令和7年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業実施要領」第4条8項に「複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること」と記載がございますが、こちらは合理的なやむを得ない事情がある場合は、一者特命随意契約は可能か。	「社会福祉法人」あてには、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日付老高発0329第3号)」が発出されているため、御留意ください。最低2社以上の業者から見積りを徴し比較し、より経済的な見積もりの業者を選択の上、適正な価格での申請をお願いします。 ただし、導入しようとする機器等について、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（前記通知記1（3）イ）などは1社のみで差し支えありませんが、その場合も適正な価格での契約となるよう努めてください。	2025.8.1
20	タブレット用のケース等は補助対象になるか。	補助対象外です。 ただし、本体と一体不可分のもの（それがないと本体が利用できないもの）は対象となります。	2025.8.1

21	介護ロボット等と併せて利用するディスプレイ・モニターは補助対象になるか。	補助対象外です。	2025.8.1
22	「令和7年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業実施要領」第4条1項に「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は1機種限り）」と記載があるが、介護テクノロジーの重点分野が同一である機器は1機種しか補助対象にならないということか。	介護テクノロジーの重点分野が同一である場合も、それぞれ導入する目的が異なると事業者等が判断し、それを県が認める場合には、補助対象となります。	2025.8.1
23	スマートフォンは補助対象になるか。	交付要綱第3条(1)ア、(2)で示す機器等と一体的に使用するために導入する場合は、補助対象となります。	2025.8.1
24	タブレット型入力の記録システムのみを導入する場合は、「介護ソフト」として申請するのか。	「介護ソフト」は記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）と定めているため、「介護ソフト」として申請はできません。 テクノエイド協会の福祉用具情報システム「TAIS」に掲載されていない介護テクノロジー（介護ソフト）をどのメニューで申請するかについては、愛媛県までご相談ください。	2025.8.1
25	既に記録ソフトを導入している事業所が、新たに請求ソフトを導入する場合は、「介護ソフト」として申請するのか。	「介護ソフト」は記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）と定めているため、「介護ソフト」として申請はできません。 テクノエイド協会の福祉用具情報システム「TAIS」に掲載されていない介護テクノロジー（介護ソフト）をどのメニューで申請するかについては、愛媛県までご相談ください。	2025.8.1